

ID: 192

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立小学校及び中学校水泳プール管理規則 第4条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第9号		
【基準】 第3条及び第4条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (プール使用者) 第3条 プールを使用することができる者は、当該学校の児童、生徒及び指導者とする。ただし、校長が適当と認める者又は教育委員会が学校教育上支障のない限り水泳を奨励するため一般に開放する場合は、この限りでない。 (使用の許可) 第4条 プールを使用しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可しない。 (1) 公序又は風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) プール、施設等を破損し、又は汚損するおそれのあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	利用団体の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第4条第1項		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第29号		
【基準】 第4条の規定による。 (利用の許可等) 第4条 第2条第1項の規定により指定を受けた学校(以下「開放学校」という。)の体育施設を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者であつて教育委員会の許可を受けたもの(以下「利用団体」という。)とする。 (1) 市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で組織された10名以上の団体で、教育委員会に登録したもの (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めた団体 2 前項第1号の規定により登録しようとする者は、教育委員会に旭市開放学校利用団体登録申請書(第1号様式)を提出しなければならない。 3 登録団体の会員は、スポーツ安全傷害保険に加入するものとする。 「旭市開放学校のしおりによる。」			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第6条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第29号		
【基準】 第6条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の手続) 第6条 第4条の規定により体育施設の利用許可を受けようとする者は、利用しようとする日の7日前までに旭市開放学校利用許可申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、旭市開放学校利用許可書(第3号様式)を申請者に交付する。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。 「旭市開放学校のしおりによる。」			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例 第5条第1項(第8条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
【基準】 第5条及び旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の許可) 第5条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、体育施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (使用許可) 第3条 条例第5条の規定により体育施設の使用許可を受けようとする者は、旭市施設使用申込書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申込書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、旭市施設使用許可書兼領収書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設の設置の目的に反すると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。 4 第1項の規定にかかわらず、他の方法により使用許可の確認ができる場合は、申込書の提出を省略することができる。 5 第1項の申込みは、使用しようとする日の属する月の2か月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。 「総合体育館窓口業務マニュアルによる。」			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例 第6条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。 2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由で 使用不能となったとき、又は市長が特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部 を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日